

【 大卒等求人申込み日程等 】

★ 受付開始は2月1日から、ハローワークでの求人の公開は4月1日から

- 求人者マイページからの登録の際には、求人の対象年度は必ず「2025（令和7）年3月卒業の求人」を選択してください。このボタンは2月1日に出現します。
- 記載事項の入力に当たっては、過去に申し込んでいただいた求人から転用することが可能ですので、手間が省けます。
- 受理した大卒等求人の処理が完了しましたら、求人者マイページのホーム画面上の「メッセージ」へ連絡しますので、ダウンロード・印刷のうえ活用してください。

★ 広報活動は3月1日から、採用選考開始は6月1日から、正式内定は10月1日から

- 大学等を卒業・修了予定者の就職活動については、関係省庁、経済団体、大学等において議論を行い、政府として「2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」をとりまとめ、経済団体等へ周知を依頼しています。

要請事項の主なポイント

- ☞ 広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ☞ 採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降
- ☞ 正式な内定日：卒業・修了年度の10月1日以降
- ☞ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。
- ☞ 内定を出す条件に、他社の就活を終えるよう強要する「オワハラ」の防止を徹底すること。

2023年度と同じ

— 採用計画について —

- 新規学校卒業者にとっての就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものであり、就職先の決定に当たっては、慎重な検討と多くの関係者の援助が必要とされるものです。
- 一方、企業にとっても、新規学校卒業者は、長期的に企業活動を支えることを期待されている人材であり、その採用は重要な意義を持つものです。

☞ 具体的な募集・採用計画の立案に当たっては、中長期的な人事計画等のもとに企業の人員構成や、職場における要員の過不足の状況等を十分見極めたうえで募集・採用人員を決定し、**中途において採用計画の変更、募集の中止及び内定取り消し等の事態を招かないよう万全を期してください。**

— 適正な求人条件と受入れ体制の確立について —

- 求人申込みに当たっては、新規学校卒業者が職場において、能力を十分発揮できるような受入れ体制が整備されていること、その仕事の内容や労働条件が明確で適正なものであることが必要です。
- 大卒等求人票は、雇用関係を成立させるための求人条件を明示する書類であり、就職希望の学生にとって分かりやすく、また、入職時に実施できる内容のものでなければなりません。

☞ 求人申込みに当たっては、次の点を明確にしてください。
(1) 求人申込み時の労働条件が法令に違反していないこと。
(2) 特定の人を排除する求人条件でないこと。（外国籍を持つ応募者について就職の機会均等を確保してください。）

— 求人不受理について —

- 一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者等に紹介することがないよう、こうした事業所の求人を一定期間受付けないこととしています。